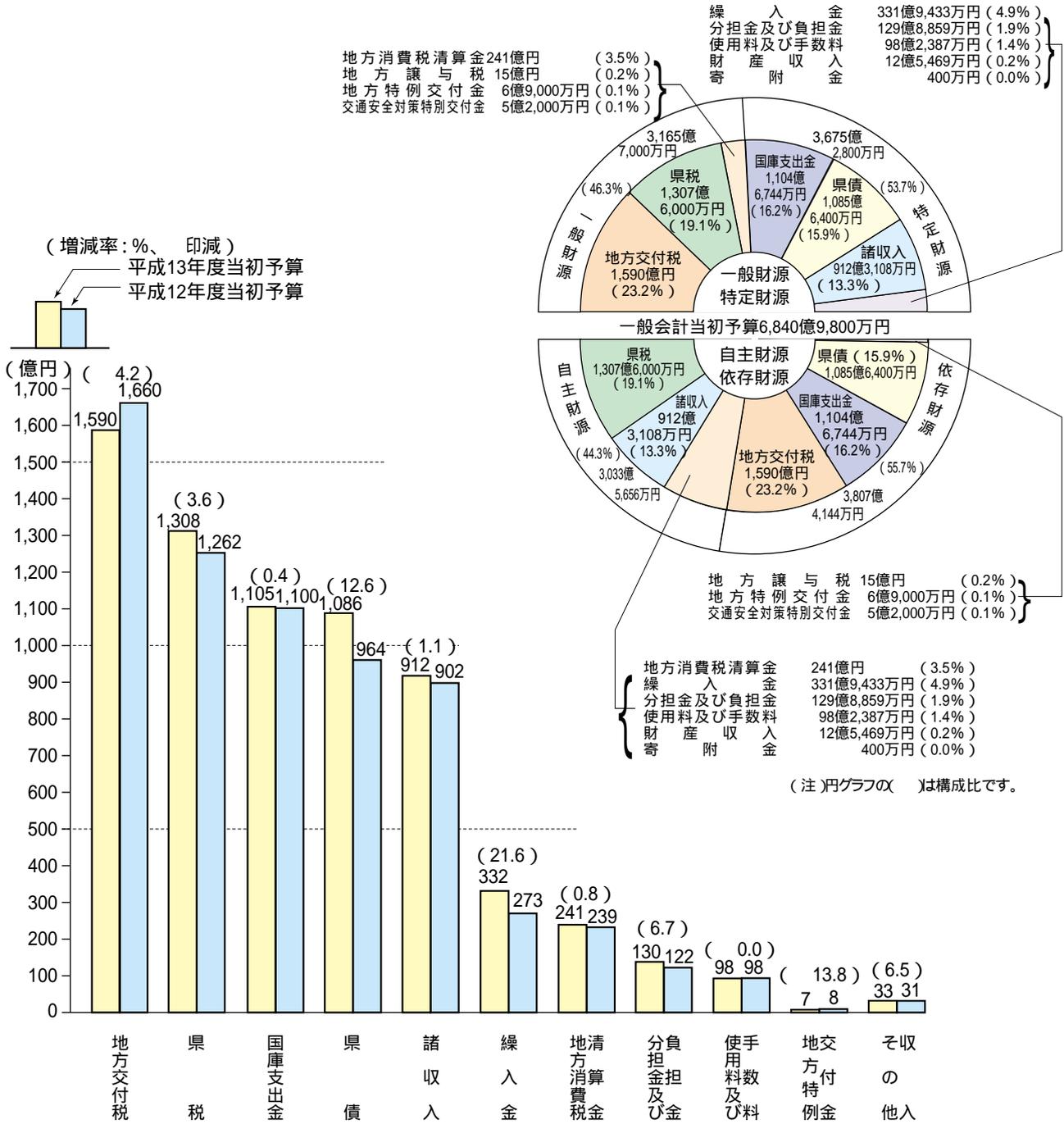


必要とするお金はどうやってまかなうのですか。

一般会計歳入予算



歳入のうち県税の割合は19.1%となっています。

また、自らの手で調達する自主財源の割合は44.3%、用途が特定されていない一般財源の割合は46.3%となっています。

県税は、法人関係税が企業収益の改善を反映して18.0%増を見込んだものの、ディーゼルエンジン車両の減少に伴う軽油引取税の減や利子割県民税、核燃料税の減を見込んだことなどから全体として3.6%増となっています。地方消費税の清算金を加えた**実質県税**は、対前年度比3.6%増（地方財政計画2.1%増）となりました。

地方交付税は、自治省の指針等に基づき、4.2%減（地方財政計画（県分）4.3%減）を見込んでいます。

県の借金である**県債**は、1,086億円を発行することとしており、対前年度比12.6%増となっていますが、借換債、臨時財政対策債を除いた実質的な発行額は、8.7%減（地方財政計画6.0%減）と12年ぶりの減少（準通年予算年度を除く）となっています。

繰入金は、21.6%増となっていますが、これは、財政調整基金、減債基金を195億円（前年度同額）、県庁舎整備基金を106億円取り崩すことなどによるものです。

ひとくちメモ

自主財源と依存財源

県が自らの手で徴収または収納する財源を自主財源といい、国から定められた額を交付されたり、割り当てられたりする財源を依存財源といいます。

一般財源と特定財源

用途が特定されていない財源を一般財源といい、国庫支出金や県債のように用途が特定されている財源を特定財源といいます。

地方消費税清算金

地方消費税は消費地と課税地が一致しないため、これを都道府県間で調整をする必要がありますが、これを行うのが地方消費税清算金です。

実質県税

県税に歳入・歳出相殺後の地方消費税清算金を加えたもので、県税の実収入といえるものです。

地方特例交付金

平成11年度の税制改正による恒久的な減税に伴う地方税の減収分の一部を補てんするため、地方税の代替的性格を有する財源として平成11年度に創設されたものです。

地方交付税

地方公共団体の自主性を損なわずに、地方財源の均衡化を図り、かつ、必要な財源を保障するため、各地方公共団体ごとに標準的な需要額と収入額を算定し、財源不足額が生じる場合に国から交付されるもので、その財源として国税五税の一定割合（所得税、酒税は32.0%、法人税は35.8%、消費税は29.5%、たばこ税は25.0%）が充てられています。